

川越市告示第 526 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により川越都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに川越市に意見を提出することができる。

令和 8 年 8 月 3 日

川 越 市 長          森 田 初 恵

1 地区計画等の素案のうち、種類、名称、位置及び区域

- (1) 種                  類    川越都市計画地区計画
- (2) 名                  称    中福地区
- (3) 位置及び区域    川越市大字中福丑ヶ崎地内

2 都市計画の案の縦覧場所

川越市都市計画部都市計画課

3 縦覧期間

令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 1 7 日まで

4 意見書の提出期間

令和 8 年 8 月 3 日から令和 8 年 8 月 1 7 日まで

5 意見書の提出先

川越市長    森田初恵（川越市都市計画部都市計画課）